

【指定金融機関の申請をされる方向け】

指定金融機関 公募要領

平成31年度
省エネルギー設備投資に係る利子補給金

2019年6月

申請される民間金融機関等の皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の利子補給金の交付を申請する方、採択されて利子補給金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、及びSIIが定める「省エネルギー設備投資に係る利子補給金交付規程(SII-F1-R-20190401。以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 利子補給金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな利子補給金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ利子補給金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との金銭消費貸借契約は、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 利子補給金に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

一般社団法人環境共創イニシアチブ

目次

平成31年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金

1. 事業概要

| | | |
|-----|----------|---|
| 1-1 | 事業目的 | 5 |
| 1-2 | 事業実施スキーム | 5 |
| 1-3 | 事業内容 | 5 |
| 1-4 | 応募資格 | 6 |

2. 応募手続き

| | | |
|-----|------------|----|
| 2-1 | 公募期間 | 9 |
| 2-2 | 応募方法及び応募書類 | 9 |
| 2-3 | 応募書類提出先 | 10 |
| 2-4 | お問い合わせ先 | 10 |

3. 審査・指定

| | | |
|-----|------------------|----|
| 3-1 | 審査基準 | 13 |
| 3-2 | 指定金融機関の決定・通知及び公表 | 13 |
| 3-3 | その他 | 13 |

4. 資料

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 4-1 | 本事業の概要(予定) | 15 |
| 4-2 | 指定金融機関の業務(予定) | 16 |
| 4-3 | 新規融資の公募スケジュール(予定) | 17 |
| 4-4 | 継続融資の公募スケジュール(予定) | 17 |

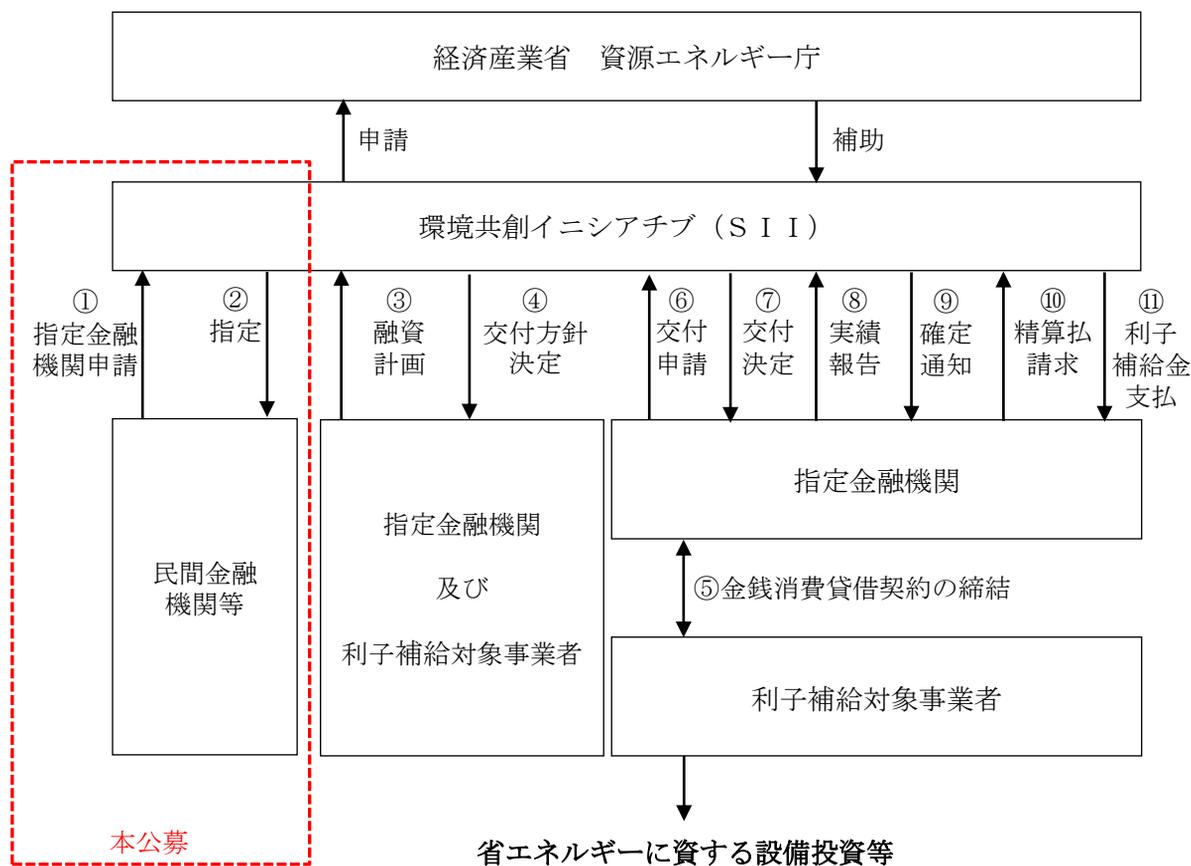
1. 事業概要

1-1 事業目的

本事業は、省エネルギーに資する設備投資等(以下「利子補給対象事業」という。)を行う民間団体等(以下「利子補給対象事業者」という。)に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

1-2 事業実施スキーム

本事業の実施スキームは以下の通り。



1-3 事業内容

本事業は、新設事業所や既設事業所における省エネルギー設備の新設・増設を促進するため、当該設備投資を行う利子補給対象事業者に対する融資について利子補給を行う事業である。

本公募では、利子補給対象事業者に対し、省エネルギー設備投資に係る利子補給金の交付対象となる融資を行う指定金融機関を公募する。指定金融機関は、本事業に関わる利子補給対象事業者の申請手続き等を行うものとする。

1-4 応募資格

次の要件を満たす民間金融機関等とする。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に係る業務を適切かつ確実に行える体制(特に、新規融資予定案件の導入予定設備の内容及び省エネルギー効果の確認ができる体制)を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ④省エネルギー設備投資に関する支援を行う窓口を広く公開し、民間事業者の省エネルギー取組に対して積極的な支援を行うための体制構築や他の省エネルギー支援制度との連携を行うことができること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指定停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

※「民間金融機関等」とは、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行
- (10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

2. 応募手続き

2-1 公募期間

2019年6月3日(月)～新規融資の公募終了までの間、随時受付

2-2 応募方法及び応募書類

応募書類は下表の通りとし、郵送又は電子メールにて提出すること。

| NO | 応募書類 | ファイル名 | 備考 |
|----|----------------------|----------------------------------|---|
| 1 | 様式1 (押印頁) | 【様式】 指定金融機関の申請_様式1 | ・日付、署名欄にゴム印を使用しないこと。 ※電子メールで提出する場合、PDFファイルを送付すること。 |
| 2 | 様式1～7 (全頁) | 【様式】 指定金融機関の申請_金融機関コード (半角数字4ケタ) | ・ファイル名の末尾に「_ (半角アンダーバー) 金融機関コード (半角数字4桁)」を記載すること。 ※郵送の場合でも指定様式 (Excel) を電子メールで送付すること。 |
| 3 | 添付資料1 基本情報 公表資料 | 【添付資料1】 基本情報_公表資料 | ・様式2 (1. 基本情報) の公表資料として、直近の事業年度 (1年間分) の決済状況が確認できる資料 (ディスクロージャー誌や決算報告書又は、有価証券報告書等) を提出すること。 ・有価証券報告書での提出の場合は表紙、貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること。 ・ <u>単体情報</u> にて様式記載と資料添付をすること。 ・ <u>複数ファイルを添付する場合は、ファイル名の末尾に枝番を記載すること。</u> |
| 4 | 添付資料2 事業実施体制 説明資料 | 【添付資料2】 事業実施体制_説明資料 | ・様式3 (2. 事業実施体制 (1) ～ (7)) の説明資料として本事業の実施体制に含まれる部署を含む金融機関の組織図 (体制図やフロー図等を用いて説明) を提出すること。 ・ <u>複数ファイルを添付する場合は、ファイル名の末尾に枝番を記載すること。</u> |
| 5 | 添付資料3 支援体制等 説明資料 | 【添付資料3】 支援体制等_説明資料 | ・様式4 (3. 民間事業者の省エネ取組に対する支援体制・方法、他の支援制度との連携方法) の説明資料として省エネルギー効果を検証する機関の概要が分かる資料を提出すること (省エネルギー効果の確認について外部委託する場合のみ)。 ・ <u>複数ファイルを添付する場合は、ファイル名の末尾に枝番を記載すること。</u> |

※NO. 1～4の提出は必須とし、NO. 5は必要に応じて提出すること。

※様式は、指定様式を使用すること。

※応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

2-3 応募書類提出先

《応募書類提出先(郵送の場合)》

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

平成31年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」担当宛て

※封書の宛先面に「指定金融機関 応募書類」と記載すること

※上記をコピーし、宛先として使用しても可。

※応募書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。

※郵送先宛名には略称「SII」は使用しないこと。

※応募書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。

《応募書類提出先(電子メールの場合)》

「riho-shinsei@sii.or.jp」宛

メールの件名を必ず「平成31年度指定金融機関 応募書類_金融機関コード(半角数字4桁)」
とすること

※メール件名の最後に半角アンダーバーと金融機関コード(半角数字4桁)を記載すること。

※添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。

2-4 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

平成31年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」に係る

指定金融機関公募の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ: <https://sii.or.jp/>

3. 審査・指定

3-1 審査基準

SIIは、応募書類の内容について以下の項目に従って審査を行う。
また、必要に応じて、追加資料の提出を求めるほか、ヒアリングを実施する場合がある。

【審査項目】

- ・「1-4. 応募資格」の内容を満たしていること

3-2 指定金融機関の決定・通知及び公表

審査の結果については、指定金融機関の決定・不決定通知書の発送をもって通知する。
※今回の公募期間内の応募者に係る指定金融機関の決定は、応募書類受付から1ヶ月以内を予定。
また、指定金融機関の情報は、SIIのホームページで公表する。

3-3 その他

SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

4. 資料

4-1 本事業の概要(予定)

(1) 利子補給対象事業者

日本国内において事業活動を営んでおり、利子補給対象事業を実施する民間事業者。

(2) 利子補給対象事業

次の(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たす事業とする。

(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。

(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場等におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。

(ウ) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

(3) 利子補給対象事業の対象経費

省エネルギー設備の新設・増設に係る経費(設計費、設備費及び工事費の合計額)の内数

(4) 交付対象融資額の上限額

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

(5) 利子補給対象融資期間

最長10年間

(6) 利子補給率

利子補給金の額を算出するために利子補給対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

| 融資利率の範囲 | 利子補給率 |
|--|---|
| $0.011(1.1\%) \leq \text{融資利率}$ | 利子補給率 $\leq 0.01(1\%)$ |
| $0.001(0.1\%) \leq \text{融資利率} < 0.011(1.1\%)$ | 利子補給率 $\leq \text{融資利率} - 0.001(0.1\%)$ |
| 融資利率 $< 0.001(0.1\%)$ | 利子補給率 = 0 |

(7) 利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

【算式】

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times C$$

A: 交付対象融資の単位期間における融資残高

B: 交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

C: 利子補給率

4-2 指定金融機関の業務(予定)

指定金融機関は、本事業において以下の業務を行わなければならない。また、SIIや事業者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。(※新規融資公募要領にてあらためて定めるものとする。)

1. 利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
2. 融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
3. SIIより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。
4. 交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。
5. 金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
6. 利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。
7. 交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
8. SIIより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。
9. 利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び用途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管する。
10. SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。
11. 実績報告書等に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
12. 実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。
13. SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。
14. 利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。
15. 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。
16. 本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。

4-3 新規融資の公募スケジュール(予定)

・新規融資の公募(融資計画書の受付)

第1回:2019年6月中旬～2019年6月下旬

第2回:2019年7月上旬～2019年8月下旬

第3回:2019年9月上旬～2019年10月中旬

第4回:2019年10月中旬～2019年12月上旬

※予算額に達した場合、当該受付期間をもって、融資計画書の受付を終了する。

4-4 継続融資の公募スケジュール

・継続融資の公募(交付申請書の受付)

単位期間Ⅰ:2019年6月3日(月)～2019年6月28日(金)

単位期間Ⅱ:2019年11月1日(金)～2019年11月29日(金)

※継続融資とは、直近年度においてSIIから利子補給金の交付を受けた融資のことをいう。

——公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口——

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

TEL:03-5565-4460

<http://sii.or.jp/>

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>
通話料がかかりますのでご注意ください。